

あわら市監査委員告示 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和6年12月25日

あわら市監査委員 杉 本 一  
あわら市監査委員 北 島 登

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（指定管理者）

2 監査の範囲

令和5年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

公の施設の名称 あわら温泉湯のまち広場  
指定管理者 一般社団法人あわら市観光協会  
施設の所管課 観光振興課

4 監査の期間

令和6年9月13日から令和6年11月8日まで

5 監査の方法

以下の着眼点のもと、所管課及び補助事業者から提出された関係資料等を審査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

監 査 の 着 眼 点	
所 管 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法及び条例等に根拠をおいているか。</li><li>・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</li><li>・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</li><li>・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</li><li>・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。</li><li>・事業報告書の点検は適切になされているか。</li><li>・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。</li><li>・指定管理者において施設の利用促進を図る事としている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</li></ul>

補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。</li> <li>・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</li> <li>・利用促進のための努力はなされているか。</li> <li>・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確か。</li> <li>・公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。</li> </ul>
-------	--

## 6 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、次に記載のとおり改善や検討が必要な事項があったものの、概ね適正に執行されているものと認められる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨の回答があったため記載を省略する。

### 《指摘事項》

#### 基本協定書の変更

あわら温泉湯のまち広場指定管理にかかる基本協定書等では、その収入を指定管理料と施設の利用料金と定義している。一方で、収支決算書にはタオル販売収入や清掃協力金等の記載が確認された。また、活動収支差額の期をまたいだ繰越等の基本協定書等に定義されていない取扱いも確認された。

新たな収入源が発生する等によって実情と基本協定等の内容に乖離が生じた場合、基本協定書等の変更も含めた指定管理契約の見直しを図るべきである。指定管理者と所管課においては、速やかに対応されたい。

#### 書類の整備

所管課と指定管理者が保管している事業計画書において添付書類の内容が食い違っていた。また、令和5年度に購入した備品が備品台帳に登録されていないことも確認された。

これらは、所管課と指定管理者の連絡・情報共有の不足が一因にあるとみられる。今後は所管課と指定管理者の双方で情報共有に留意し、書類の整備が適切になされるよう努められたい。

### 《意見・要望等》

#### 随意契約について

一部の委託契約において、新たなイニシャルコストが発生する可能性を理由に随意契約を継続しているケースが確認された。参考見積を徴する等して実際にイニシャルコストの検証を実施し、競争性の確保とコスト減に取り組まれたい。